

議第62号

橿原市役所行政組織条例の一部改正について

橿原市役所行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市役所行政組織条例の一部を改正する条例

橿原市役所行政組織条例（平成8年橿原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条総合政策部の事務分掌中第6号を削る。

第2条市民活動部の事務分掌中第2号を次のように改める。

（2）戸籍、住民記録及び総合窓口に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条市民活動部の事務分掌第2号の改正規定は、平成30年2月13日から施行する。

理由 社会情勢の変化や住民サービスの多様化等の行政課題に効率的に対応するため、部の分掌する事務の一部を変更するもの

議第63号

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会	大和八木駅周辺地区におけるまちづくり事業の推進についての調査審議に関する事務	15人以内
---------------------	--	-------

」

を

「

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会	大和八木駅周辺地区におけるまちづくり事業の推進についての調査審議に関する事務	15人以内
橿原市新本庁舎建設検討委員会	新本庁舎建設事業の推進についての調査審議に関する事務	10人以内

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年橿原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会の委員	日額 20,000	〃
------------------------	-----------	---

」

を

「

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会の委員	日額 20,000	〃
橿原市新本庁舎建設検討委員会の委員	日額 20,000	〃

」

に改める。

理由 執行機関の附属機関として、新たに橿原市新本庁舎建設検討委員会を設置するため、
所要の改正を行うもの

議第 6 4 号

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正
について

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 0 年檀原市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中

「

	3 3 5, 0 0 0 円
	3 7 2, 0 0 0 円
	4 2 0, 0 0 0 円

」

を

「

	3 3 6, 0 0 0 円
	3 7 3, 0 0 0 円
	4 2 1, 0 0 0 円

」

に改める。

第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 2. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 3 7. 5」を「1 0 0 分の 1 2 2. 5」に改め、「1 0 0 分の 1 6 2. 5」との次に「、1 0 0 分の 1 3 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 7. 5」とを加える。

第 2 条 檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

第8条第2項中「第15条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合においては100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合においては100分の45」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600

11	154, 200	210, 400	244, 300	281, 700	309, 900	340, 000	387, 000	429, 700
12	155, 500	212, 200	245, 700	283, 700	312, 200	342, 200	389, 700	431, 800
13	156, 800	213, 600	247, 200	285, 700	314, 300	344, 000	392, 100	433, 500
14	158, 300	215, 400	248, 700	287, 800	316, 400	346, 000	394, 400	435, 300
15	159, 800	217, 100	250, 000	289, 800	318, 600	348, 100	396, 600	437, 300
16	161, 400	218, 900	251, 400	291, 800	320, 700	350, 100	399, 000	439, 300
17	162, 700	220, 600	252, 900	293, 700	322, 700	351, 800	400, 800	441, 200
18	164, 200	222, 300	254, 600	295, 700	324, 700	353, 800	402, 800	443, 000
19	165, 700	223, 900	256, 300	297, 800	326, 700	355, 600	404, 700	444, 800
20	167, 200	225, 500	258, 100	299, 800	328, 700	357, 500	406, 500	446, 500
21	168, 600	227, 000	259, 700	301, 800	330, 500	359, 500	408, 400	448, 300
22	171, 300	228, 700	261, 500	303, 900	332, 600	361, 400	410, 200	449, 800
23	173, 900	230, 300	263, 200	305, 900	334, 600	363, 400	412, 000	451, 200
24	176, 500	231, 900	264, 900	308, 000	336, 700	365, 300	413, 900	452, 700
25	179, 200	233, 100	266, 900	309, 700	338, 100	367, 300	415, 700	454, 100
26	180, 900	234, 600	268, 800	311, 800	340, 000	369, 200	417, 200	455, 400
27	182, 600	236, 000	270, 600	313, 800	341, 900	371, 200	418, 700	456, 700
28	184, 300	237, 300	272, 400	315, 800	343, 800	373, 200	420, 300	457, 900
29	185, 800	238, 600	274, 100	317, 600	345, 500	374, 700	421, 900	458, 900
30	187, 600	239, 800	276, 000	319, 600	347, 400	376, 500	423, 200	459, 600
31	189, 400	240, 800	277, 900	321, 700	349, 300	378, 300	424, 500	460, 400
32	191, 100	242, 000	279, 600	323, 800	351, 100	379, 900	425, 700	461, 100
33	192, 700	243, 300	281, 200	325, 100	353, 000	381, 700	426, 900	461, 800
34	194, 200	244, 500	283, 100	327, 100	354, 800	383, 100	428, 200	462, 600
35	195, 700	245, 700	284, 900	329, 000	356, 600	384, 600	429, 500	463, 300
36	197, 200	247, 000	286, 800	331, 100	358, 300	386, 200	430, 700	463, 900
37	198, 500	247, 900	288, 400	333, 000	359, 700	387, 600	431, 900	464, 400
38	199, 800	249, 300	290, 100	334, 900	361, 000	388, 800	432, 700	465, 000
39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000	433, 500	465, 600
40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100	434, 300	466, 200

41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900	466, 700
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600	467, 200
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300	467, 600
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000	467, 900
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800	468, 200
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600	
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000	
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700	
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200	
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600	
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000	
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400	
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800	
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200	
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600	
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900	
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200	
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600	
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900	
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200	
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500	
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700		
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000		
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300		
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600		
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900		
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200		
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500		
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700		
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000		

71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600
85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800
86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900	
87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200	
88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400	
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600	
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900	
91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200	
92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400	
93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600	
94		294, 400	342, 200			
95		294, 800	342, 700			
96		295, 200	343, 100			
97		295, 400	343, 200			
98		295, 700	343, 700			
99		296, 100	344, 100			
100		296, 500	344, 400			

101		296,700	344,700					
102		297,000	345,100					
103		297,400	345,500					
104		297,700	345,900					
105		297,900	346,400					
106		298,200	346,800					
107		298,600	347,200					
108		298,900	347,600					
109		299,100	348,100					
110		299,500	348,500					
111		299,900	348,800					
112		300,200	349,100					
113		300,300	349,600					
114		300,600						
115		300,900						
116		301,300						
117		301,500						
118		301,700						
119		302,000						
120		302,300						
121		302,700						
122		302,900						
123		303,200						
124		303,500						
125		303,800						
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

第4条 橿原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合において

は100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年檀原市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）又は改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(市長が定める規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

理由 一般職の国家公務員の給与改定方針等に鑑み、本市一般職の職員等の給料月額、勤勉手当の額の改定を行うもの

議第65号

檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年檀原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）」を「（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」に改める。

第2条の3第2号中「以下この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、同条の前に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- （1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- （2）当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」

という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等により、育児休業の再取得等に係る要件及び非常勤職員の育児休業の上限日数が改められたため、所要の改正を行うもの

議第66号

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和32年檀原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

理由 特別職の国家公務員の給与改定方針に鑑み、本市特別職の職員の期末手当の額の改定を行うもの

議第67号

橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和31年橿原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年橿原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 橿原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年橿原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

理由 国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、本市一般職の職員の退職手当の額の改定を行うもの

議第68号

檀原市財産条例の一部改正について

檀原市財産条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市財産条例の一部を改正する条例

檀原市財産条例（昭和39年檀原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定の行政財産の使用料）

第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる特定の行政財産の使用（同表用途の欄に定めがある行政財産にあつては、当該用途の使用に限る。）に係る使用料（以下「特定使用料」という。）の額は、同表使用料の欄に定める金額とする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、駐車場用途の使用に係る特定使用料は、出庫の際にその全額を徴収するものとし、それ以外の特定使用料を納付すべき時期は、市長が別に定める。

3 前条第4項の規定にかかわらず、特定使用料の免除又は減額については、市長が別に定める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条の2関係）

財産の区分	用途	使用料		
1 檀原市役所分庁舎附属 駐車場	普通自動車を駐車する場合	30分まで	30分を超え 1時間まで	1時間（1時間未満 は1時間とする。）を 超えるごとに
		100円	250円	150円
2 檀原市役所分庁舎附属 自転車駐車場	原動機付自転車又は自動二輪 車を駐車する場合	1日1回につき250円		
	自転車を駐車する場合	1日1回につき150円		

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 普通自動車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号の原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法施行規則第2条の表に規定する自動二輪車をいう。
- (4) 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2の自転車をいう。

2 橿原市役所分庁舎附属駐車場又は橿原市役所分庁舎附属自転車駐車場を橿原市役所への用務で使用する場合は、当該用務に要すると市長が認める時間を駐車時間に含めない。

附 則

この条例は、平成30年2月13日から施行する。

理由 橿原市役所分庁舎内に設ける駐車場について、使用料を定めるため、所要の改正を行うもの

議第 6 9 号

檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止について

檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例

檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例（昭和 5 5 年檀原市条例第 2 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 廃止前の檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の規定に基づく住宅新築資金等貸付事業特別会計の平成 2 9 年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

理由 会計処理のより一層の適正化を図るため、住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するもの

議第70号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

19の2 介護予防サービス計画作成手数料	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成	1件につき毎月 4,000円 初回の月については、2,500円を加算する。
----------------------	---	--

」

を

「

19の2 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者指定申請手数料	介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定、同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は同法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
備考 指定申請手数料について、次に掲げる場合は、申請件数		

	は1件として算定する。 (1)指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする事業者が、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定を併せて受けるために申請する場合 (2)本市の区域の外にある指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所が、その所在地の市町村長（特別区にあつては区長。以下この表の19の3の項において同じ。）の同意を得た本市の指定を受けるために申請する場合	
19の3 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新、同法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新、同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
	備考 指定の更新申請手数料について、次に掲げる場合は、申請件数は1件として算定する。	

	(1) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営する事業者が、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定の更新を併せて受けるために申請する場合 (2) 本市の区域の外にある指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所が、その所在地の市町村長の同意を得た本市の指定の更新を受けるために申請する場合
--	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成30年1月1日から施行する。

(手数料徴収の特例)

- 2 平成30年3月31日までになされた介護保険法第78条の2第1項、第115条の12第1項若しくは第115条の22第1項の規定による指定又は同法第78条の12、第115条の21若しくは第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請のうち、指定日又は更新日が平成30年4月1日以降となる申請に係る手数料については、この条例による改正後の橿原市手数料徴収条例別表第19の2の項又は第19の3の項に規定する手数料を徴収する。

理由 介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から移譲されるため、所要の改正を行うもの

議第 7 1 号

檀原市福祉事務所設置条例の一部改正について

檀原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

檀原市福祉事務所設置条例（昭和 3 1 年檀原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第 2 号中「畝傍町 9 番地の 1」を「内膳町 1 丁目 1 番 6 0 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 2 月 1 3 日から施行する。

理由 檀原市役所分庁舎の開設に伴い、檀原市福祉事務所の位置を変更するため、所要の改正を行うもの

議第72号

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年檀原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「第9項」を「第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

議第73号

橿原市印鑑条例の一部改正について

橿原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市印鑑条例の一部を改正する条例

橿原市印鑑条例（昭和52年橿原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条中「接続された」の次に「本市が設置する」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第14条の2 第10条の規定にかかわらず、登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市又は民間事業者が設置する多機能端末機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

2 前項の暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。

附 則

この条例は、平成30年2月13日から施行する。

理由 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の実施に伴い、所要の改正を行うもの

議第74号

檀原市駐車場条例の一部改正について

檀原市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市駐車場条例の一部を改正する条例

檀原市駐車場条例（昭和57年檀原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（路外駐車場の設置等）」に改め、同条中「自動車の駐車のための施設（以下「駐車場」という。）を設置する。」を「駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定による路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
八木駅前北駐車場	檀原市内膳町5丁目1番19号
檀原神宮前駅東駐車場	檀原市久米町652番地
畝傍御陵前駅東駐車場	檀原市大久保町320番地の4
八木駅前南駐車場	檀原市内膳町1丁目2番26号

第2条を次のように改める。

（道路附属物自動車駐車場の名称及び位置）

第2条 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の2第1項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場（以下「自動車駐車場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
今井西環濠 ^{ごう} 広場駐車場	檀原市今井町3丁目3番5

第2条の2中「駐車場」を「路外駐車場」に改める。

第3条中「駐車場」を「路外駐車場及び自動車駐車場（以下「駐車場」という。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、今井西環濠広場駐車場については、同表に規定する大型自動車（乗車定員が30人以上のものに限る。）又は中型自動車（乗車定員が11人以上29人以下のものに限る。）も駐車できるものとする。

第4条中「別表」の次に「第1又は別表第2」を、「使用料」の次に「（道路法第24条

の2第1項の駐車料金を含む。以下同じ。)」を加える。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(自動車駐車場の利用に関する標識)

第12条 道路法第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、自動車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第4条関係)

駐車場の区分	一時使用料	
今井西環濠広場駐車場	大型自動車	1日1回につき 2, 570円
	中型自動車	1日1回につき 1, 540円
	普通自動車	1日1回につき 510円 ただし、1日における1回の駐車時間（当該駐車時間に午前0時から市長が規則で定める入出場することができる時間の始期までの間を含めない。）が2時間以下となる場合は、次の各号に掲げる駐車時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 1時間まで 200円（ただし、入場から出場までの間が30分以下の場合は、無料とする。） (2) 1時間を超え1時間30分まで 300円 (3) 1時間30分を超え2時間まで 410円

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

理由 道路法に基づく道路の附属物の自動車駐車場として、新たに今井西環濠広場駐車場を設けるため、所要の改正を行うもの

議第75号

橿原市営住宅条例の一部改正について

橿原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市営住宅条例の一部を改正する条例

橿原市営住宅条例（平成9年橿原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「申告がない場合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第16条第1項中「申告しなければならない。」の次に「ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。」を加え、同条第3項中「収入の申告に基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により）」を加える。

第31条第2項中「令第8条第2項」の次に「（第16条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第53条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」と」を「同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは「第54条において準用する第36条第1項」と」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の橿原市営住宅条例の規定は、平成30年度以降の年度の家賃及びこの条例の公布の日以降に新たに市営住宅に入居した者に係る平成29年度の家賃について適用する。

理由 公営住宅法の一部改正により、認知症患者等である入居者の収入申告義務の緩和が可能となったため、所要の改正を行うもの